

神奈川県監査委員報告第12号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和4年7月21日

神奈川県議会議長	しきだ	博	昭	殿
神奈川県知事	黒岩	祐	治	殿
神奈川県教育委員会教育長	花田	忠	雄	殿
神奈川県公安委員会委員長	外郎	藤	右衛門	殿

神奈川県監査委員	村上	英嗣
同	太田	眞晴
同	吉川	知恵子
同	小島	健一
同	作山	ゆうすけ

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関352か所のうち、令和4年4月28日までに監査の結果を取りまとめた90か所(他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定)

第5 監査実施期間

令和4年1月5日から同年4月28日まで

(職員調査は、令和3年12月1日から令和4年4月21日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和3年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項が35件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。なお、要改善事項は認められなかった。

(単位:か所、件)

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件数
政 策 局	1	1	1
総 務 局	7	4	4
くらし安全防災局	1	0	0
国際文化観光局	1	1	1
環 境 農 政 局	4	2	3
福祉子どもみらい局	4	1	2
健 康 医 療 局	5	1	1
産 業 労 働 局	2	1	2
県 土 整 備 局	5	3	5
企 業 庁	10	5	7
教 育 委 員 会	30	8	9
公 安 委 員 会	20	0	0
計	90	27	35

(注)1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事案
- (2) 予算目的に反していると認められる事案
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項35件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数 (件)	構 成 率 (%)
財 務 監 査	33	94.3
予 算 執 行	1	2.9
収 入	2	5.7
支 出	7	20.0
会 計 事 務 処 理	0	0
契 約	7	20.0
課 税 徴 収	4	11.4
工 事	4	11.4
補 助 金	0	0
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0
財 産	5	14.3
庶 務	1	2.9
そ の 他	2	5.7
行 政 監 査	2	5.7
計	35	100.0

(2) 特記すべき事案

不適切事項35件のうち、特記すべきものが次のとおり7件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 課税徴収

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円(本税)あった。

その結果、上記の課税誤り1件、70,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。

(総務局神奈川県神奈川県税事務所 p.5)

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円(本税)あった。

その結果、上記の課税誤り5件、147,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。

(総務局神奈川県戸塚県税事務所 p.6)

b 工事

令和3年度公園整備工事(県単)その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額(5,610,000円)が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(5,385,600円)が84,700円過大であった。

(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p. 8)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

該当なし。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

支出事務において、令和2年度酒系第602号山北町洒水の滝遊歩道等整備工事(その2)に係る工事請負契約(契約額203,381,200円)の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p. 9)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約総額548,635,023円、契約期間:令和2年7月1日から令和5年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。

(国際文化観光局神奈川県パスポートセンター p. 6)

- 令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事(公共)(契約額540,568,600円)について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月15日までに変更契約を締結すべきところ、同月31日に変更契約を締結していた。

(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p. 9)

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点(価格計187,990円)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p. 8)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの
該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
いずれも該当なし。

3 要改善事項

該当なし。

4 箇所別の監査結果

監査した90か所のうち、不適切事項が認められた箇所は27か所、認められなかった箇所は63か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所(27か所、35件)

ア 政策局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県統計センター	令和4年3月2日(令和3年12月2日職員調査)	歳計外現金事務において、統計調査員等への報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、515,635円並びに市県民税1件、15,100円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

イ 総務局(4か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県神奈川県税事務所	令和4年3月15日(令和4年1月26日)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円

	職員調査)	(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、70,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。 〔特記前出〕
神奈川県戸塚県 税事務所	令和4年3月 16日(令和4 年2月7日職 員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り5件、147,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。〔特記前出〕
神奈川県川崎県 税事務所	令和4年4月 28日(令和4 年3月7日職 員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、55,200円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、55,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が41,694円発生していた。
神奈川県平塚県 税事務所	令和4年1月 27日(令和3 年12月8日 職員調査)	税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を誤っているものがあった。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。

ウ 国際文化観光局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県パスポートセンター	令和4年2月 1日(令和3 年12月15日 職員調査)	契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約総額 548,635,023円、契約期間:令和2年7月1日から令和5年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。〔特記前出〕

エ 環境農政局(2か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和4年3月 22日(令和4 年2月9日職 員調査)	財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額85,953円のう

		ち22,330円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県湘南家畜保健衛生所	令和4年4月28日(令和4年3月22日職員調査)	1 契約事務において、保冷庫等の物品の賃貸借契約2件(契約総額計1,360,260円、契約期間:令和3年9月1日から令和9年8月31日まで及び令和3年9月1日から令和8年8月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料1,320円が徴収不足であつた。

オ 福祉子どもみらい局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	令和4年4月26日(令和4年3月22日職員調査)	1 庶務事務において、令和3年8月分報酬(2名分、236,046円)について、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和3年9月16日に支給すべきところ、同年10月15日に支給していた。 2 事務事業の執行において、令和3年8月4日付けで採用した会計年度任用職員2名について、採用に当たり、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき採用書及び任用条件通知書を交付し、任用条件を明示しなければならないところ、両名に対する上記文書の交付を同年9月30日及び同年10月15日に行っていた。

カ 健康医療局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和4年4月1日(令和4年2月15日職員調査)	事務事業の執行において、令和3年度思春期保健研究会・講演会に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者(1名)から徴取する際、当該依頼書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。

キ 産業労働局(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県計量検定所	令和4年4月28日(令和3年12月2日)	1 予算の執行において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円の執行に当たり、「(節)補償、補填

	職員調査)	及び賠償金」とすべきところ、「(節)需用費」で執行していた。 2 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円を支払っていた。
--	-------	---

ク 県土整備局(3か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和4年3月9日(令和3年12月23日、同月24日及び同月27日職員調査)	1 工事事務において、令和3年度公園整備工事(県単)その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額(5,610,000円)が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(5,385,600円)が84,700円過大であった。〔特記前出〕 2 物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点(価格計187,990円)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和4年2月17日(令和4年2月14日及び同月15日職員調査)	契約事務において、令和3年度都市公園整備工事(公共)その3令和3年度公園整備工事(県単)その10合併4号便所改築基本・実施設計業務委託(契約額2,098,800円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和4年2月17日(令和4年2月16日及び同月17日職員調査)	1 支出事務において、庁用自動車の法定点検業務代(12か月)1件、14,883円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、令和2年度砂防関係事業調査業務委託公共(その24)令和3年度砂防関係事業調査業務委託公共(その2)合併(契約額20,290,600円)の設計額の積算に当たり、旅費交通費、電子成果品作成費及びその他原価の算定を誤ったため、設計額(20,361,000円)が66,000円過大であった。

ケ 企業庁(5か所、7件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	令和4年1月28日(令和3年12月9日及び同月10日)	収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料1件、27,720円について、調定が3月を超えて遅れていた。

	職員調査)	
神奈川県企業庁 津久井水道営業所	令和4年2月 25日(令和4 年1月13日職 員調査)	収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料8件、46,906円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所	令和4年4月 7日(令和4年 2月21日及び 同月22日職 員調査)	工事事務において、企鎌第14号逗子市久木8丁目10番付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、既設水道管等の撤去材を有価処分するための運搬費について、運搬費を割増しなすべきところ、誤って運搬費を割増して積算していたため、変更後の設計額(44,011,000円)が11,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(40,469,000円)が9,900円過大であった。
神奈川県企業庁 厚木水道営業所	令和4年4月 25日(令和4 年1月19日及 び同月20日 職員調査)	1 支出事務において、道路掘削許可に係る路面復旧監督事務費1件、4,200円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、企厚第106号伊勢原市串橋209番地付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧における区画線工について、追加設置した14m分の区画線の費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(48,114,000円)が22,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(44,233,200円)が19,800円過小であった。
神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム 管理事務所	令和4年2月 8日(令和3年 12月20日及 び同月21日 職員調査)	1 支出事務において、令和2年度酒系第602号山北町洒水の滝遊歩道等整備工事(その2)に係る工事請負契約(契約額203,381,200円)の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。[特記前出] 2 契約事務において、令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事(公共)(契約額540,568,600円)について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月15日までに変更契約を締結すべきところ、同月31日に変更契約を締結していた。[特記前出]

コ 教育委員会(8か所、9件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所	令和4年4月 26日(令和4 年3月14日 職員調査)	支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 「いのち」を大切にすることをめぐむ教育講演会に係る講師謝礼ほか報償費10件、計289,000円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後3月を超えて遅れていた。

		2 ケント紙購入代1件、2,178 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立近代美術館	令和4年2月1日（令和3年12月15日職員調査）	契約事務において、「開館 70 周年記念空間の中のフォーラム—アルベルト・ジャコメッティから桑山忠明まで」展ほか会場設営等委託契約（契約額1,672,000 円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立光陵高等学校	令和4年3月1日（令和4年1月11日職員調査）	歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,742 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立舞岡高等学校	令和4年4月26日（令和4年3月24日職員調査）	財産管理事務において、電柱（本柱）1本及び支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 63,355 円のうち 27,295 円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立川崎北高等学校	令和4年4月20日（令和4年1月24日職員調査）	物品管理事務において、令和3年11月9日に購入した図書カード（額面2,000円）について、神奈川県財務規則に定める出納の通知を行っていなかった。
神奈川県立高浜高等学校	令和4年4月26日（令和4年1月12日職員調査）	契約事務において、エレベーター保守点検業務委託契約（契約額357,500円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和4年3月30日（令和4年1月14日職員調査）	契約事務において、空調設備保守点検業務委託契約（契約総額2,776,400円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和3年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日に締結していた。
神奈川県立秦野養護学校	令和4年3月2日（令和4年1月19日職員調査）	支出事務において、令和3年4月分の電気料金 96,853円について、支払期限までに支払を行ってなかった。その結果、延滞利息451円を支払っていた。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所(63 か所)

ア 総務局(3か所)

神奈川県緑県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

イ 暮らし安全防災局(1か所)

神奈川県温泉地学研究所

ウ 環境農政局(2か所)

神奈川県環境科学センター、神奈川県県央家畜保健衛生所

エ 福祉子どもみらい局(3か所)

神奈川県立女性相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

オ 健康医療局(4か所)

神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県食肉衛生検査所

カ 産業労働局(1か所)

神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所

キ 県土整備局(2か所)

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

ク 企業庁(5か所)

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ケ 教育委員会(22 か所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立瀬谷養護学校

コ 公安委員会(20 か所)

神奈川県山手警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署